

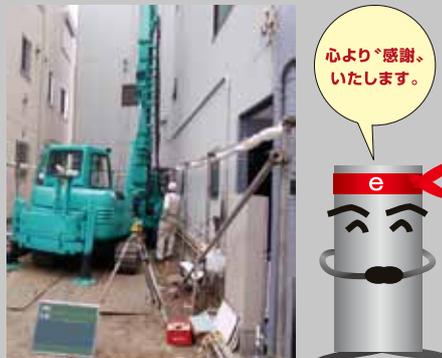
つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

e-pile 工法だから出来る... 杭先端の菱形孔が鍵となる 抜群の掘削性能を発揮!

(某) 新築工事



★ご採用いただき、誠に有難うございました。



心より感謝、
 いたします。

工事名	(某) 新築工事
施工地	荒川区
用途	店舗兼用住宅

杭の種類

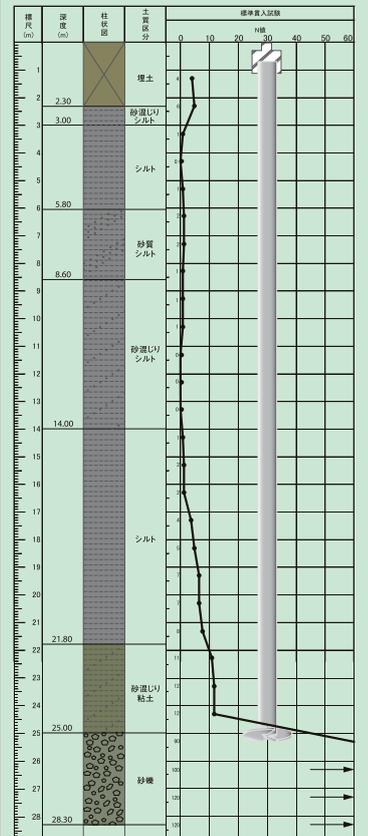
杭径: φ190.7mm 杭長: L=24.0m (6.0+6.0+6.0+6.0)
 先端翼: Dw400mm 打設数: 13set

△ 本物件は人通りの多い幹線道路に面した店舗兼用住宅に伴う杭基礎工事です。
 課題となった点は、敷地約3.8m×8.3mと限られた施工スペースでの作業、また、その敷地中で24mの杭を打設する事でした。

◎ e-pile工法は、複数の機械設備を必要としない超コンパクト施工を特徴としている他、密集地等で課題となる近隣影響も小さく、低騒音、低振動、無排土といった住環境配慮型の工法です。打設は新規に導入した小型施工機械 DHJ-08-SP (6t・m) を使用し、近接施工を実現したクラス最高のパワーとe-pile工法の最大の特徴でもある杭先端の菱形孔と切削刃とが抜群の掘削性能を発揮し、狭小地で杭長24mの打設という課題をスムーズに解消し、完工する事ができました。

元請け様には杭材の搬入及び杭打ち機を前面道路で旋回する為の道路使用許可申請等でご協力いただき安全且つ無事に工事を完了することが出来ました。

ボーリング柱状図



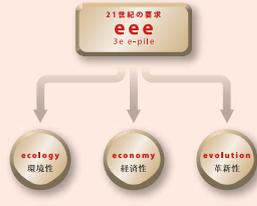
環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology (環境性)、economy (経済性)、evolution (革新性) を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。



エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたものが与えられる称号です。



エコマーク認定番号
 第08131022号

鋼管杭基礎総合メーカー
Tobu, 株式会社 東部
<http://www.tobu21.co.jp>



鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

<http://www.tobu21.co.jp>

■ 本社

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

■ 地盤評価センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1285-1 TEL.042-785-2811 FAX.042-785-2810

■ 施工管理センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-764-4122 FAX.042-762-8975



日本赤十字社 東日本大震災義援金を受け付けています

受付・送金状況 (速報値)

【受付】 274万4,867件 3,124億7,004万4,353円 (3月27日現在)
【送金】 15都道県 3,491億6,063万5,278円

※送金額は、日本赤十字社と中央共同募金の両団体合わせたの金額になります。

義援金は“全額”被災された方々へ

義援金の受付は、平成24年9月30日まで行っております。皆さまからの温かいご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも引き続きのご協力を、よろしくお願いいたします。

なお、日本赤十字社では、義援金の取扱いについての透明性を確保するため、東日本大震災義援金収支計算書(自平成23年3月14日 至平成23年9月30日)について、新日本有限責任監査法人による国際監査基準に基づく監査を受けております。

● 支援期間・支援方法など

取扱期間 平成23年3月14日(月)～平成24年9月30日(日)

※この義援金は寄付金控除の対象となります。

※個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※金融機関から送金いただいた義援金につきましては、その振込金額収証(ATM利用の控え、テレホンバンキングによるお取引について銀行から郵送されるお知らせ、インターネットバンキングの確認画面のプリント含)をもって受領証に代えさせていただきます。送金の控えで寄附金控除申請ができますので、大切に保管してください。

● 通常払込み (ゆうちょ銀行・郵便局)

● 銀行振込

● クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easy によるご協力

● ファミリーマート「Fami ポート募金」

日本赤十字社 HP より

健康コラム

ワンポイント

ブルーライト

最近よく耳にする「ブルーライト」。目の疲れや睡眠障害を起こすと言われていました。

今や私達社会人が会社で使用するのパソコンだけではなく、子供たちが使っているゲーム機やスマートフォン、LEDライト・・・と生活の中にたくさんのブルーライトが発せられています。かといって使わないわけにはいきません。ブルーライトの事を知って、目の疲れや、睡眠障害を解消しましょう。

ブルーライトとは

可視光線の中で、380nm～495nm(ナノメートル)の青色光のこと。可視光線の中で、エネルギーが最も高く、眼の角膜や水晶体で吸収されずに、網膜まで到達するので、目の奥で錯乱しやすく、目のちらつきや眩しさなどを感じてしまうのです。

可視光線とは、電磁波のなかで、人の目が見ることができる波長のものを言います。



ブルーライトは睡眠に影響を与えるのか?

よく、時差ボケに太陽の光を浴びると解消するといわれていますが、朝陽などの太陽光にも多く含まれていますので、昼間浴びることで夜寝られるということ。ですから、一日中ずっと浴びていると、生体リズムが狂ってくるのです。

寝る前にゲームやパソコンを使用しているとなかなか寝付けられない経験があると思いますが、それは「頭を使っていたから」ではなく、ブルーライトによってリズムが狂って寝付けられないのかも知れません。

ブルーライトカットめがね

最近では、このブルーライトから目を守るためのメガネが話題になっています。ブルーライトを約50%もカットするという製品やキッズ用のメガネもあり、(社)日本PTA全国協議会の推薦商品および子ども会推奨商品に認定されています。ですが、ずっとブロックすることによって逆に体内時計が狂ってしまう可能性や、ブルーライトは集中力や仕事の効率を増すという報告もありますので、これからの研究に期待したいですね。



経理マンが行く



入梅だというのに、関東地方は一定した雨が降りません。どんよりとした曇り空だったり、雨が降れば土砂降りだったり。毎年同じ時期、季節なのにどうしてこうも毎年違うのでしょうか。毎年ながら気象異常や農作物の心配をする季節＝梅雨といった感じになっているのは私だけでしょうか。

さて、いよいよ消費税の増税が決定されました。私たちの生活は本当に守られたのでしょうか。今回は住民税をおさらいしてみましょう。住民税とは…我々が住んでいる地域の費用を出来るだけ多くの住民に分担してもらおう、というのが住民税です。個人だけでなく、法人も地域の一員として課せられます。

住民税の殆どが所得割という課税方法で前年度の1月～12月までの1年間の所得に応じて課せられます。サラリーマンの方々が「申告してないけど毎年納付書がくる」というのは、勤務先で年末調整をしてもらい、その証明として源泉徴収票が発行されその内容が各市町村へ送られるからです。その場合、1月1日現在の居住地で前年度1年間の所得データを基に課税されます。その為、1月2日以降に他の市町村へ転居しても1月1日現在で居住していた市町村に全額納付しなければなりません。

サラリーマンの方は勤務先より6月～5月の12回に分けて給与から天引きされ、これを事業主が取りまとめて納付します。このやり方を特別徴収といいます。

個人事業主の方や公的年金所得者など給与から住民税を差し引く事が出来ない場合は、毎年5月頃に市町村から個人宛に送られてくる納付書にて、金融機関等の窓口で支払います。この方法を普通徴収といいます。この場合、一括でも支払い出来ますが、通常は4回にわけて支払います。

この住民税も徐々に増税されつつあります。来月はもう少し奥深いところまでご説明致します。